

大仙市立大川西根小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月改正

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」第二条より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

また、必要に応じて、広域カウンセラー、心の教室相談員、フレッシュカウンセラー等の専門的知識を有する外部人材の活用も検討する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組（別紙「いじめ対策年間指導計画」）

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心のレスキューアンケート」「QUアンケート」「学校生活アンケート」等を指導に生かしたりしてよりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- QUアンケート結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 保健室来室児童を中心に養護教諭が教育相談を行い、児童一人一人の理解に努めると共に学級担任への情報提供を行う。

(4) 縦割り班活動（たッピー活動）の実施

- 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

- (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。
- (6) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - 中学校や保育所と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組（別紙「いじめ対策年間指導計画」）

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、子ども支援課、教育委員会、中学校や発達障害者支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (2) 各種アンケートの実施

「心のレスキューアンケート」「QUアンケート」、「教育活動にかかわるアンケート」を時期を決めて行い、児童の細かな心の変化を捉える。また、アンケートをもとに、気になる児童と直接話をして思いをくみ取る。
- (3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導及び保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（「いじめ防止対策推進法」第二十八条より）

- (2) 重大事態への対処
 - 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

<別表>

いじめ対策年間指導計画（令和3年度）

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討 【生徒指導委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○心のレスキューアンケート① ○児童を語る会	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ○行事を通し人間関係づくり 【入学おめでとうの会】 ○たッピーお誕生会 【縦割班活動】 ○全校音楽 【全校活動】	○いじめ対策についての説明・啓発 【PTA総会・学級懇談会】
5月	○心のレスキューアンケート② ○児童を語る会 【研修】	○行事を通した人間関係づくり 【修学旅行】 ○たッピーガーデン菜園 【縦割班活動】 ○全校音楽 【全校活動】	
6月	○QUアンケート① ○心のレスキューアンケート③	○行事を通した人間関係づくり 【宿泊学習】 ○たッピー遊ぼう会 【縦割班活動】 ○全校音楽 【全校活動】	
7月	○自己評価の実施 ○児童を語る会 【研修】 ○インターネット状況調査 ○学校生活アンケート ○心のレスキューアンケート④	○個人面談（全員） ○全校音楽 【全校活動】	○いじめ対策についての啓発 【PTA全体会】 ○保護者との情報交換 【保護者面談】
8月	○夏休み中の生活状況の把握 ○心のレスキューアンケート⑤ ○生徒指導に関する研修 【研修】	○全校音楽 【全校活動】 ○たッピー遊ぼう会 【縦割班活動】	
9月	○心のレスキューアンケート⑥ ○児童を語る会 【特支会議】	○行事を通した人間関係づくり 【地区民運動会】 ○たッピー菜園（収穫） 【縦割班活動】 ○敬老会演奏会 【全校活動】	○保護者との情報交換 【フリー参観】

10月	○心のレスキューアンケート⑦	○行事を通した人間関係づくり 【楽器まつり演奏会】 ○ドキドキたッピー(なべっこ) 【縦割班活動】 ○ウエストフェスタ演奏会 【全校活動】 ○全校音楽 【全校活動】	
11月	○QUアンケート② ○心のレスキューアンケート⑧ ○児童を語る会 【特支会議】	○全校音楽 【全校活動】 ○たッピー遊ぼう会 【縦割班活動】	
12月	○自己評価の実施 ○QUアンケート②の考察と対応策の共有 ○心のレスキューアンケート⑨ ○学校生活アンケート ○学校生活振り返りアンケート	○個人面談(全員) ○全校音楽 【全校活動】	○保護者との情報交換 【保護者面談】 ○教育活動に関わるアンケート
1月	○冬休み中の生活状況の把握 ○心のレスキューアンケート⑩	○全校音楽 【全校活動】	
2月	○心のレスキューアンケート⑪ ○児童を語る会 【特支会議】	○全校音楽 【全校活動】	○教育活動に関わるアンケート結果の公表 【PTA全体会】 ○いじめ対策についての啓発 【PTA全体会】
3月	○心のレスキューアンケート⑫	○6年生に感謝する会 【縦割班活動】 ○全校音楽 【全校活動】 ○振り返りシート	